

法人としてご協賛いただける場合の税務上のメリット

協賛金について、税務上、どのように処理するか、以下の方法が考えられますが、最終的には、お取引のある税理士とご相談のうえ、ご判断いただきますようお願いいたします。

○宣伝効果があり、広告宣伝費として協賛金を負担したい

⇒広告宣伝費とみなせる場合、その費用は全額損金となります。

100万円以上の協賛金の場合、PMFの当日配布プログラムなど各種媒体等での告知が可能ですので、広告宣伝費で処理されている会社等もあるようです。

○宣伝効果は見込まないものの、協賛金を募っている関係上、交際費として協賛金を負担したい

⇒関係円滑化のための支出として、税務上、交際費として取り扱える可能性があります。

交際費となる場合、資本金1億円以下などの一定の要件を満たす中小企業であれば、年800万円まで損金となります。

出資持分のない医療法人や営利型の一般社団法人などは、次の金額で判定します。

$(\text{期末総資産簿価} - \text{総負債簿価} - \text{当期利益(または+当期欠損金)}) \times 60\%$

社会福祉法人、学校法人、NPO法人、公益社団法人・非営利型の一般社団法人などは、上記算式 \times (収益事業の資産簿価 \div 総資産簿価)